

貸 付 条 件

1. 沖縄不発弾等対策協議会にて実施した磁気探査研修を修了していること。
2. 公共機関発注工事・業務での使用は、受注内容に磁気探査が含まれていない場合に限る。
3. 貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用は借受人において負担すること。ただし、沖縄総合事務局長が貸付の性質によりこれらの費用を借受人に負担させることが適當でないと認めた場合はこの限りでない。
4. 貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
5. 貸付物品は貸付けの目的を理解の上、派遣技術者指導の下適切に使用すること。
6. 貸付物品は、転貸しないこと。
7. 貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。
8. 貸付物品は改造しないこと。
9. 貸付物品は、貸付期間満了の日までに返還すること。
10. 借受人が貸付条件に違反したとき又は沖縄総合事務局長が特に必要と認めたときは、その指示するところに従い、速やかに貸付物品を返還すること。
11. 貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨及び理由について詳細な報告書を沖縄総合事務局長に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が災害又は盜難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。
12. 借用物品の借用時、返却時においては沖縄総合事務局と協力し動作確認を行うこと。
バッテリーについては充電して返却すること。
機器使用時に確認された不具合等の事項については報告を行うこと。
13. その他付則で定める事項